

伊丹市軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度の難聴児の補聴器購入費用等の一部を助成することにより、言語の習得、教育等における健全な発育を支援し、もって福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「補聴器購入費」とは、新たに補聴器を購入する経費又は耐用年数経過後に補聴器を更新する経費とし、「耳あて等交換費」とは耳あて（イヤモールド）及び耳穴型シェル（オーダーメイド）の交換に要する経費とする。

(助成対象)

第3条 この事業の助成対象者は、次の要件を全てを満たす児童（以下「助成対象児」という。）とする。

- (1) 保護者が伊丹市内に住所を有すること。
- (2) 申請時において、助成対象児の年齢が、0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること。
- (3) 原則として両耳とも聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付の対象とならないこと。
- (4) 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断していること。

(助成対象からの除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は助成対象外とする。

- (1) 助成対象児及び保護者の申請しようとする月の属する年度（4月から6月までの場合にあっては前年度。以下同じ）分の地方税法の規定による市町民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額（同法第314条の7及び同法附則第5条の4第6項並びに同法附則第5条の4の2第5項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）を合算した額が23万5千円以上の場合
- (2) 保護者が助成対象児の生計を維持できない場合は、助成対象児の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で助成対象児の生計を維持する者について、申請しようとする月の属する年度分の地方税法の規定による市町民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が23万5千円以上の場合
- (3) 助成対象児が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令に基づき、補聴器の給付等が受けられる場合
- (4) この要綱に基づいて助成の交付決定を受けてから別表1及び別表2に定める耐用年数を経過していない場合

2 前項の(1)又は(2)の所得割の額を算定する場合には、次によること。

ア 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定に

よる改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。（以下「扶養親族」という。））及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。（以下「特定扶養親族」という。））があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

イ 地方税法第318条に規定する賦課期日において指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

（助成金の額等）

第5条 この助成金の額及び補聴器等の耐用年数は、次に定めるところとする。ただし、助成を受けようとする補聴器購入費等の額が次の各号に定める額に満たない場合は、当該価格を上限額とする。

(1) 補聴器購入費として、別表1に定める1台(一式)あたりの助成額及び耐用年数

(2) 耳あて等交換費として、別表2に定める1個あたりの助成額及び耐用年数

2 1回に申請できる項目及び数量は、別表1及び別表2に定める項目につき、あわせて1項目のみとし、補聴器、耳あて等は両耳で2台(個)まで、FM補聴システム(一式)は1システムとする。

（交付申請）

第6条 助成を受けようとする助成対象児の保護者（以下「申請者」という。）は、伊丹市軽・中度難聴児補聴器購入費等助成交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定医療機関の医師が、助成対象児の聴力検査を実施し、交付した軽・中度難聴児補聴器購入費等助成交付意見書（様式第2号）

(2) 前号の意見書に基づき、補聴器販売事業者が作成した補聴器等の見積書

(3) 助成対象児の属する世帯全員の所得証明書

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項第3号の助成対象児の属する世帯全員の所得証明書については、申請者の同意に基づき他の方法により確認することができる場合は、その提出を要しない。

（所得審査）

第7条 市長は、前条の申請があった場合、助成対象児の属する世帯全員の所得状況を審査し、第4条に規定する助成対象外とならないことを確認するものとする。

（交付の決定）

第8条 市長は、第6条に規定する交付申請書類の内容について、軽・中度難聴児補聴器購入費等助成交付意見書（様式第2号）の内容を踏まえ、審査し、助成交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、助成交付を行うことを決定した場合は、軽・中度難聴児補聴器購入費等助成交付決定通知書（様式第3号）及び軽・中度難聴児補聴器購入費等助成券（様式第4号）を、却下することを決定した場合は、軽・中度難聴児補聴器購入費等助成交付申請却下通知書（様式第5号）を、申請者に交付するものとする。

（補聴器等の購入）

第9条 申請者は、助成決定後速やかに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の規定に基づく、補装具費支給を行う際の代理受領等にかかる契約を市と締結している補聴器販売業者から、補聴器等を購入するものとする。

（助成金の請求及び支払い）

第10条 前条により補聴器等を購入した申請者は、軽・中度難聴児補聴器購入費等助成金請求書（様式第6号）に領収書を添えて、市長に助成金を請求するものとする。

- 2 市長は、前項により請求があったときは、内容を審査のうえ、助成金として交付するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、申請者の利便性を考慮し、申請者に助成すべき額の限度において、代理受領に係る軽・中度難聴児補聴器購入費等助成金支払請求書兼委任状（様式第7号）を受理し、事業者からの請求に基づき市が補聴器販売業者に支払う代理受領を原則とする。

（交付決定の取り消し及び助成金の返還）

第11条 市町は、助成対象児が次のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付している助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により助成の決定を受けたとき。
- (2) 助成を受けて購入した補聴器等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、貸付し、又は担保に供したとき。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市町が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

別表1 (第5条関係)

項目	名 称	1台(一式) 当たりの助 成額	補聴器に含まれるもの	耐用 年数
補聴器購入費	ポケット型	40,000 円	①補聴器本体 (電池を含む) ②耳あて (イヤモールド: 必要とする場合)	5年 以上
	耳かけ型			
	耳穴型(レディメイド)			
	骨導式ポケット型		①補聴器本体 (電池を含む) ②骨導レシーバー ③ヘッドバンド	
	骨導式眼鏡型	100,000 円	①補聴器本体 (電池を含む) ②平面レンズ	
	耳穴型(オーダーメイド)		①補聴器本体 (電池を含む)	
	FM補聴システム(一式)		①送信機(充電電池を含む) ②受信機	

別表2 (第5条関係)

項目	名 称	1個当たりの 助成額 (円)	耐用年数
耳あて等 交換費	耳あて (イヤモールド)	6,000 円	3ヶ月以上
	耳穴型シェル(オーダーメイド)	18,000 円	